

議案第3号

鳥取県立学校管理規則の一部改正について

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり議決を求めます。

平成29年8月2日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

◇鳥取県立学校管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

高等学校の適正な運営を図るため、学科及び収容定員を改める。

2 改正の概要

- (1) 鳥取西高等学校において、平成28年度に普通学科普通科8学級であったものを1学級減としたことにより、収容定員を改めたこと。
- (2) 鳥取工業高等学校において、理数工学学科理数工学科を募集停止としたことにより、収容定員を改めたこと。
- (3) 智頭農林高等学校において、平成28年度に農業学科園芸科学科1学級であったものを、ふるさと創造科1学級に改編したことにより、園芸科学科の課程等を削除したこと。
- (4) 倉吉総合産業高等学校において、平成28年度に情報学科情報科を募集停止としたことにより、その課程等を削除するとともに、収容定員を改めたこと。

3 規則案の概要

- (1) 高等学校の学科及び収容定員を次のとおり改める。

名 称	課程名	学 科 名		収 容 定 員	
				現 行	改正後
鳥取西高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	880人	840人
鳥取工業高等学校	全日制課程	理数工学学科	理数工学科	114人	76人
智頭農林高等学校	全日制課程	農業学科	園芸科学科	} 240人	—
			ふるさと創造科		} 240人
			森林科学科		
			生活環境科		
倉吉総合産業高等学校	全日制課程	情報学科	情報科	38人	—

- (2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後							改正前						
別表（第3条関係）							別表（第3条関係）						
1 高等学校							1 高等学校						
名称	課程名	学科名		修業年限	収容定員	所在地	名称	課程名	学科名		修業年限	収容定員	所在地
略							略						
鳥取西高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	3年	<u>840人</u>	略	鳥取西高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	3年	<u>880人</u>	略
略							略						
鳥取工業高等学校	全日制課程	略	略	3年	<u>76人</u>	略	鳥取工業高等学校	全日制課程	略	略	3年	<u>114人</u>	略
略							略						
智頭農林高等学校	全日制課程	農業学科	ふるさと創造科	3年	240人	略	智頭農林高等学校	全日制課程	農業学科	園芸科学科	3年	240人	略
			森林科学科	3年						ふるさと創造科	3年		
			生活環境科	3年						森林科学科	3年		
略							略						
倉吉総合産業高等学校	全日制課程	工業学科	機械科	3年	114人	略	倉吉総合産業高等学校	全日制課程	工業学科	機械科	3年	114人	略
			電気科	3年	114人					電気科	3年	114人	
		商業学科	ビジネス科	3年	114人				商業学科	ビジネス科	3年	114人	
		家庭学科	生活デザイン科	3年	114人				家庭学科	生活デザイン科	3年	114人	
略							略						
略							略						
2 略							2 略						

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。